

第 5 8 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 6 3 の項中「第 1 0 条、第 1 2 条の 2 又は第 4 8 条」を「第 1 0 条第 1 項若しくは第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで（これらの規定を同法第 1 2 条の 2 において準用する場合を含む。）、第 4 8 条第 1 項若しくは第 2 項」に、「並びに第 1 1 7 条の 4 第 1 項」を「、第 1 2 0 条第 1 項又は第 1 2 6 条」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

戸籍法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。